

事 務 連 絡

令和5年9月13日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者資格確認方法の変更について

謹啓 爽秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者資格の確認（以下、「検認」）につきましては、健康保険法施行規則第50条に規定されているとおり、保険給付の適正化の観点から毎年実施しております。

今年度につきましても配偶者(事業所記号 671 以降の事業所)を対象とした「検認」を実施いたしますが、事業所及び当組合における事務作業の効率化を目的として、マイナンバーによる情報連携を活用した大幅な見直しを行うことといたしました。

これにより、これまでは、「検認」対象者全員分の調書を送付・回収していましたが、今年度より収入が一定水準を超えている等の理由により確認が必要とされる方のみを対象に調書等のご提出をお願いすることといたしましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、令和5年10月上旬に「検認」対象者を含む事業所へご案内等を送付させていただきますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーによる情報連携を活用するためには、保険者による速やかなデータの登録と正確性が重要となります。また、令和5年6月より資格取得届等へのマイナンバーの記載を義務付ける省令改正も行われています。資格取得届及び被扶養者異動届を届出の際は、マイナンバーの記載漏れがないよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

【お問い合わせ先】

業務部 適用・徴収グループ

TEL 03-3404-7344

組合ホームページURL

<http://www.sekkei-kenpo.org/>